

公立幼稚園、小中学校への空調設備設置を促進するための財政支援
の拡充を求める意見書

近年、全国的に夏の暑さが非常に厳しくなっており、連日30度を超える地域が広がり、「命に関わる危険な暑さ」を記録する日が続く状況となっている。

学校保健安全法に基づく文部科学省告示の学校環境衛生基準では、教室の望ましい温度の基準は「17度以上、28度以下」となっているが、現在、全国の学校施設において、この基準を満たさない状況が頻発してきている。

そのため、幼児・児童・生徒が過酷な環境の中で保育、学習を強いられることとなり、学ぶ意欲だけでなく、健康面にも多大な影響を及ぼしている。

このように、夏季における教育環境の改善、なかでも改善策としての学校施設への空調設備の設置は早急に対応すべき全国的な課題となっている。

本市においても、これまで学校施設の耐震化を優先的に取り組んできたところであるが、夏季の教育環境の改善を喫緊の課題と認識し、幼稚園、小中学校の教室等に空調設備を早急に設置することを決断したところである。しかしながら、校舎の老朽化対策、トイレ改修などの教育環境の改善に向けた課題はいまだ残されており、地方公共団体の厳しい財政事情の中、これら対策を空調設備の設置とともに実施することは困難となっている。

日本の未来を担う子どもたちを、心豊かに教え育てるため、子どもたちが快適に学習できるよう環境整備を行うことは、国、地方公共団体の責務である。

よって、国においては、早急かつ全国的に対応しなければならない課題となっている普通教室等への空調設備の設置を促進するため、空調設備設置に係る予算を拡大するとともに、学校施設環境改善交付金の上限額を撤廃するなど、財政支援を大幅に拡充することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月6日

生 駒 市 議 会